

# 特殊車両の取締を行いました ～通行の際は申請が必要です～

10月14日（木）に国道47号 舟形町長尾トンネル駐車帯にて、新庄警察署の協力のもと特殊車両の取締を行いました。



総重量、車体の長さ・幅・高さを測定。その他、車検証や通行許可書の確認も行います。



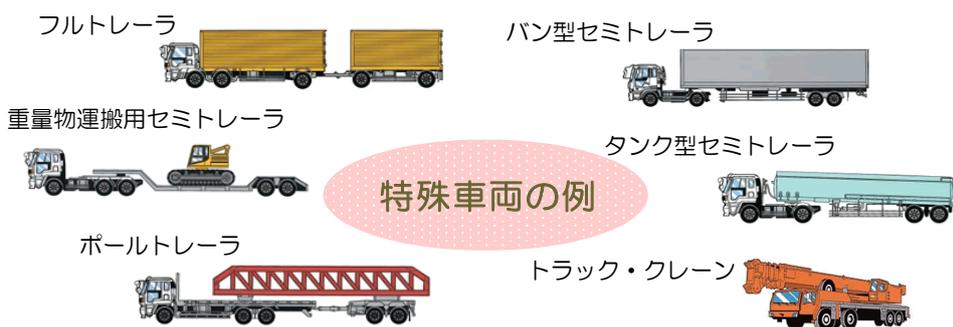
取締結果  
取締対象台数 2台 違反台数 0台  
今後も道路の保全・通行時の危険防止のため、取締りを実施していきます。

## ・・・特殊車両について・・・

基準値	
幅	2.5m
長さ	12m
高さ	3.8m
重さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総重量 20t</li> <li>・軸重 10t</li> <li>・隣接軸重 18～20t (車両により変動)</li> <li>・輪荷重 5t</li> </ul>
最小回転半径	12m

左図の数値を1つでも超える車両が、特殊車両になります。

※幅、高さ、重さ、最小回転半径は基準値内でも、長さが12mを超えていれば、特殊車両です。



特殊車両が公道を通行する場合には、道路管理者の**特殊車両通行許可**が必要になります。通行区間が一つの道路管理者が管理する道路のみで完結することは少ないため、許可の申請は、**通行する区間の道路管理者であれば、どこに出してもよいとされています。**

山形県では山形河川国道事務所で申請ができます。また、窓口申請とオンライン申請がありますので、申請の際は下記までお問い合わせください。

山形河川国道事務所 特殊車両申請受付：TEL 023-689-0531



(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所

〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2

TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>